

議第二十二号

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

清流の国ぎふ大学生等奨学金条例及び岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部改正)

第一条 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例(平成二十八年岐阜県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「親権を行う者又は未成年後見人」を「三親等内の親族で成年者であるものいずれか又は第六条第一項の保証人」に改め、同号ただし書を削る。

第九条第一項中「次条において」を「以下」に改める。

第十条第一項第一号中「六月」を「十二月」に改める。

第十三条を第十四条とする。

第十二条の見出しを「(延滞金)」に改め、同条中「年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息(延滞利息に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)」を「県税の延滞金の例により計算した延滞金」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(返還債務の免除及び履行猶予の特例)

第十二条 第十条第一項の規定にかかわらず、知事は、借受人が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、奨学金の返還債務の全部を免除するものとする。

一 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に、同日の属する月の翌月から起算して十二月後十八月以内に県内で就業する予定となっている者(県内に主たる事業所を有する法人において就業する旨が約された者その他の規則で定める者に限る。)であること。

二 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して十八月以内に次のいずれにも該当すること。

イ 県内に居住している者であること。

ロ 第十条第一項第一号ロに規定する県内で就業している者（前号に規定する就業の予定に従って就業している者に限る。）であること。

三 前号に該当した後、引き続き五年間同号イ及びロに該当すること。ただし、転勤その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前条の規定にかかわらず、知事は、借受人が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、規則で定める期間、奨学金の返還債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

一 前項第一号に掲げる者であること。

二 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して十二月以内に、前項第二号に該当する者となる意思がある旨を申し出た者であること。

（岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第二条 岐阜県住民基本台帳法施行条例（平成十四年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号を次のように改める。

14 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（平成二十八年岐阜県条例第十四号）による清流の国ぎふ大学生等奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（清流の国ぎふ大学生等奨学金条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（以下「新条例」という。）第十条及び第十二条の規定は、令和三年十月一日以後に大学等を卒業した者について適用し、同日前に大学等を卒業した者については、なお従前の例による。

3 新条例第十三条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞利息については、なお従前の例による。

提 案 説 明

清流の国ぎふ大学生等奨学金に係る返還債務の免除の要件を見直す等のため、この条例を定めようとする。